

種苗法改正に伴う県オリジナル登録品種の利用制限に関する方針

福島県農林水産部

令和2年12月の種苗法改正に伴い、登録品種の「種苗の海外持ち出し」と「国内の指定地域以外での栽培」を制限することが可能となり、これまで認められていた自家増殖にも育成者権が及ぶこととなることから、県オリジナル登録品種の利用制限に関する方針を以下のとおりとする。

記

1 利用制限に関する方針

(1) 輸出先国の指定（種苗の海外持ち出し制限） 【令和3年4月1日施行】

ア 対象：すべての県オリジナル品種（登録品種及び出願中の品種）

イ 方針：原則、海外に持ち出すことを禁止するため、「指定国なし」と届出を行う。

※登録品種及び出願中の品種については、すべて「指定国なし」として国に届出済み。

(2) 国内の栽培地域の指定（指定地域以外の栽培の制限） 【令和3年4月1日施行】

ア 対象：今後出願する県オリジナル品種

イ 方針：原則、当面は「福島県」のみを指定して、出願時に届出を行う。

(3) 許諾に基づく自家増殖 【令和4年4月1日施行】

ア 対象：すべての県オリジナル品種（登録品種及び出願中の品種）

イ 方針：基本的な考え方を次の①～③とし、品目ごとの方針は下表のとおりとする。

- ①品質管理を徹底してブランド化を進める品種や自家増殖することにより品種本来の形質が損なわれる F1 品種については、自家増殖を禁止する。
- ②これまで種苗更新を推進してきた品目については、自家増殖を許諾しないことを基本とする。
- ③作付面積の早期拡大や産地形成等を目的として、自家増殖することを前提としている品種（品目）については、自家増殖を許諾する。

なお、自家増殖を行う際は、下記3の「自家増殖に関する遵守事項」に同意することを条件とする。

品目	自家増殖の可否	理由等	基本的な考え方
水稲	不可	種子更新を基本とする。 ただし、「福、笑い」を除き、特別な理由等*1で自家増殖が必要な県内生産者に限り、許諾手続き不要かつ無償で自家増殖を許諾する。	② 「福、笑い」は①
そば	可	これまでどおり、県内生産者に限り、許諾手続き不要かつ無償で自家増殖を許諾する。ただし、品種特性維持のため、自家増殖は種子購入から3作目までとする。	③
アスパラガス リンドウ	不可	いずれも F1 品種であるため、自家増殖を禁止する。	①

イチゴ 果樹	可	これまでどおり、許諾手続き不要かつ無償で自家増殖を許諾する。	③
カラー	可	自家増殖することにより普及拡大を図ることを前提に品種開発した品目であり、許諾手続き不要かつ無償で自家増殖を許諾する。	③
きのこ	不可	ただし、県内の生産組織等に限り、許諾手続きを行った上で* ² 、無償で自家増殖を許諾する。	②
<p>* 1 主に以下を想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機栽培等のため、未消毒かつ栽培時にも農薬等の使用が無い種子の生産を必要とする場合。 ・自家保有米や縁故米のみの小規模な生産で、生産物の農産物検査の受検や出荷・販売を行わない場合。 <p>* 2 種菌増殖に必要な設備が整っており、かつ県オリジナル品種による産地形成につながる取組みと判断できる場合に限り、自家増殖（自家培養）に係る許諾契約を締結する。</p>			

2 品種ごとの取扱い

別表「福島県オリジナル登録品種ごとの取扱い」のとおり。

なお、今後出願する品種については、原則、上記1の方針とするが、関係課や関係団体等と協議し方針を決定する。

3 自家増殖に関する遵守事項

- (1) 自家増殖により得た種苗は自己の農業経営内に限って利用するものとし、有償・無償を問わず、種苗として第三者に譲渡しないこと。
- (2) 登録品種の種苗を海外に持ち出さないこと。
- (3) 増殖した種苗のうち、種苗として用いなかったものについては、遅滞なく廃棄又は食用とすること。
- (4) 品種本来の形質を損なうことのないよう適切な栽培管理を行い、種苗を選別したうえで利用すること。また、定期的に種苗を更新すること。
- (5) 自家増殖によって得た種苗及び収穫物の特性について、福島県に対して責任を問わないこと。
- (6) 第三者から、登録品種の種苗を用いて得た収穫物を種苗として譲り受けたい又は譲渡したい旨の申し出があった場合は、遅滞なく福島県にその旨を報告すること。
- (7) 自家増殖について、福島県が調査する必要がある場合には、協力すること。
- (8) その他増殖に関する事項は、福島県の指示に従うこと。